

< 2007年夏、参议院議員通常選挙が行われます >

2007年6月1日以降に行われる国政選挙から、これまでの衆参比例代表選挙に加えて、衆議院小選挙区選出議員選挙、参議院選挙区選出議員選挙と、それらの補欠選挙及び再選挙も投票できるようになりました。お早めに登録申請をお願い致します。

在外選挙を行うには登録が必要ですが、海外居住期間が3か月未満の方でも登録申請ができるようになりました。在留届をミラノ総領事館窓口へ提出する際などに一緒に行うことができます。詳しくは、ミラノ領事館にお問い合わせいただくか、詳しくは以下の外務省又は総務省のホームページをご覧ください。

外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo>)

総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/senkyo/index.html>)

在外選挙人名簿への登録申請

1. 登録資格

満20歳以上の日本国民であること。

海外に3か月以上継続居住していること。

住所を選挙管轄している在ミラノ日本総領事館の管轄区域内に引き続き3か月以上お住まいの方。なお、2007年1月1日から、3か月未満の場合でも申請できるようになりましたので、在留届を在外公館の窓口へ提出する際に一緒に行えます。

在外選挙人名簿に未登録であること。

日本国内の最終住所地の市区町村に転出届が未提出の方は、国内の選挙人名簿に登録されているため、在外選挙人名簿への登録は行えません。

2. 申請書の提出方法

申請者本人、又は在留届に記載されている同居家族等が、その住所を選挙管轄するミラノ総領事館窓口で直接申請してください。また、地方で行われる領事出張サービス（一日領事館）会場でも申請できます。

なお、申請書は、総務省のホームページからもダウンロードできます。

3. 登録申請の際に持参するもの

(1) 申請者本人による申請の場合

旅券

事情により旅券を提示できない場合は、旅券に代わる身分を証明する書類：運転免許証、外国人登録証等の日本国又は居住国政府・自治体の発行した顔写真付きの身分証明書。

在外公館の選挙管轄区域内に居住していることを確認できる書類

(a) 引き続き3か月以上居住されている方

住宅賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証等。ただし、在留届を、管轄の在外公館に3か月以上前に提出済みの場合は不要。

(b) 申請時における居住期間が3か月未満の方

申請時の住所を確認できる書類。

(2) 同居家族等による申請の場合

申請者本人の旅券

申請者本人が自署した申請書及び申出書

3か月以上の継続居住又は申請時の住所を確認できる書類

(3(1) に同じ。)

申請を行う同居家族等の旅券（旅券以外は認められませんのでご注意ください。）

4. 登録申請先となる選挙管理委員会

(1) 原則として、日本国内の最終住所地の市区町村選挙管理委員会です。

(2) 次のいずれかに該当する方は、申請時の本籍地の市区町村選挙管理委員会になります。

1994年4月30日までに（転出届を提出して）出国された方
海外で生まれ日本で暮らしたことがない方等（住民票を作成したことがない方）

5. 登録により交付される書類

在外選挙人名簿に登録されると、投票に必要な「在外選挙人証」が市区町村選挙管理委員会から申請時の在外公館を通じて交付されます。

6. その他

(1) 在外選挙人証に記載の住所や氏名等に変更があった場合は、最寄りの在外公館を通じて記載事項の変更届を行う必要があります。

(2) 帰国又は一時帰国の際に住民票を作成し4か月を経過すると在外選挙人名簿から自動的に抹消されます。この場合、一時帰国の期間に関係なく、再び海外に転出された方は改めて在外選挙人名簿への登録申請が必要ですので、ご注意ください。

（在ミラノ日本国総領事館）

VIA CESARE MANGILI 2/4, 20121 MILANO

Tel: 02.6241.141 Fax: 02.6597.201

領事部直通 Fax: 02.2900.8899

領事窓口受付時間 09:15～12:15 13:30～16:30

ホームページ：<http://www.milano.it.emb-japan.go.jp>

（了）